

会津若松地方広域市町村圏整備組合公告第11号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び第167条の10の2第6項並びに会津若松地方広域市町村圏整備組合財務規則（平成20年会津若松地方広域市町村圏整備組合規則第4号）第115条の規定に基づき、次のとおり総合評価方式制限付一般競争入札について公告する。

平成29年9月1日

会津若松地方広域市町村圏整備組合 管理者 室 井 照 平

1 入札に付する事項

- (1) 事業番号 環事第1号
- (2) 事業名称 有機性廃棄物リサイクル推進施設（し尿処理施設）整備・運営事業
- (3) 事業場所 福島県会津若松市神指町大字南四合字オノ神 地内
- (4) 事業の目的

本組合の将来にわたる適性かつ効率的なし尿処理を確保するため、現有施設をし尿、浄化槽汚泥その他有機性廃棄物（農業集落排水処理汚泥）を処理、資源化する「有機性廃棄物リサイクル推進施設（し尿処理施設）」として更新して、生活環境の保全を図り、資源の有効利用に資するとともに、経済性を追求した運転管理を実施することを目的とする。

(5) 対象業務範囲

事業者が行う主な業務範囲は以下のとおりとする。なお、事業者は、事業期間を通じ、本組合が行う行政手続等に対して協力すること。

ア 事前業務

落札者は、選定後速やかに本事業を行うために必要な諸手続を行う。また、運営事業者として特別目的会社（以下「SPC」という。）を設立する。

イ 設計・建設業務

(ア) 建設工事請負事業者は、本組合と締結する建設工事請負契約に基づき、本件施設の設計・建設業務を行う。

(イ) 設計・建設について及び工事範囲の詳細は、別に公表する有機性廃棄物リサイクル推進施設（し尿処理施設）整備・運営事業要求水準書（以下「要求水準書」という。）に定める。

(ウ) 本件施設の建設等に伴って発生する建設廃棄物等の処理、処分その他関連するもの、建築確認（計画通知）等の許認可手続（許認可申請手数料は本組合の負担とする。）、本件施設の試運転及び引渡性能試験並びに工事中の住民対応等の各種関連業務（住民・議会等説明資料、循環型社会形成推進交付金の申請手続、行政手続に必要な書類の作成等の協力及び支援を含む。）を行う。

ウ 運転管理業務

(ア) 運営事業者は、本組合と締結する運転管理業務委託契約に基づき、施設引渡し後の本件施設の運転管理業務を行う。

なお、運営事業者は、運転管理業務を実施する範囲において必要な施設及び設備を無償で使用するができる。

- (イ) 運営事業者は、本件施設の運転管理開始前の準備期間内において業務従事者を配置し、本件施設の運転管理方法等について指導を受けること。

なお、準備期間は、運営事業者と建設工事請負事業者の協議により計画すること。

- (ウ) 運営事業者は、処理対象物を受け入れ、要求水準書に規定する要求水準を満足する適正な処理を行う。なお、その際に、本件施設の運転管理業務として、「運転管理業務」、「維持管理業務」、「環境管理業務」、「情報管理業務」及び「その他管理業務（行政手続に必要な書類の作成等の協力及び支援を含む。）」を行う。

- (エ) 長寿命化総合計画（施設保全計画）に基づき、設備等の整備・補修を行う。

- (オ) 本件施設で発生した助燃剤、し渣及び沈砂の搬出先は、本組合のごみ焼却処理施設とする。

- (カ) 運営事業者は、本件施設の見学希望者等について、本組合と連携して適切な対応を行う。

- (キ) 運営事業者は、運営事業者自身のホームページを開設し、運転管理期間中これを管理し、運転管理期間を通じて当該ホームページにより、本件施設に関する運転データ等を公開する。

- (ク) 業務範囲の詳細は、別に公表する要求水準書に定める。

(6) 事業方式

本事業は、DBO方式（Design：設計、Build：建設、Operate：運転管理）により実施する。

本組合は、本件施設の設計・建設及び運転管理に係る資金を調達し、本件施設を所有する。また、本件施設の整備事業については、循環型社会形成推進交付金の対象事業として実施する。

事業者は、本組合の所有となる本件施設の設計・建設及び運転管理に係る本事業を一括して行うものとする。

なお、本組合は本件施設を30年間以上にわたって使用する予定であり、事業者は30年間以上の使用を前提として本事業を行うものとする。

(7) 事業期間

契約締結の日から平成48年3月31日までを事業期間とする。事業の具体的な実施期間は次のとおりとする。

ア 設計・建設期間（予定）

平成30年5月（本組合議会の議決の日）から平成33年3月まで

イ 運転管理期間（予定）

平成33年4月から平成48年3月31日まで

(8) 本件施設の概要

ア 処理能力

211kL／日

（し尿：80kL／日、浄化槽汚泥（農業集落排水処理汚泥を含む。）：131kL／日）

イ 処理方式

(ア) 水処理：膜分離高負荷脱窒素処理方式又は浄化槽汚泥の混入比率の高い脱窒素処理方式

(イ) 資源化：助燃剤化方式

ウ 付帯施設等

構内道路、雨水排水、洗車場

(9) 予定価格

10,474,057,080円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

また、設計・建設業務に係る対価及び運転管理業務に係る対価の内訳額は、次のとおりである。

なお、当該内訳額は参考として示すものであり、上記の予定価格を拘束するものではない。

ア 設計・建設業務に係る対価の内訳額

6,249,690,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

イ 運転管理業務に係る対価の内訳額

4,224,367,080円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

(10) 本事業に係る入札については、地方自治法施行令第167条の10の2に規定する総合評価落札方式によるものとする。

(11) 低入札価格調査

地方自治法施行令第167条の10の2第2項の規定に基づき、本契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められる場合の基準となる価格（以下「調査基準価格」という。）を設定しているので、調査基準価格を下回った入札を行った者は、入札終了後に、組合の行う事情聴取に協力すること。また、失格基準価格を下記のとおり設定しているので、この価格を下回った入札を行った者は失格となる。

ア 調査基準価格の設定

調査基準価格率の基礎数値 0.890

調査基準価格は、調査基準価格率の基礎数値に開札時に代表者のくじ引きにより決定される0.000から0.009までのいずれかの数値（0.000に0.001を順次加えた数値）を加算して得られた数値（以下「調査基準価格率」という。）を予定価格に乗じて得た額（千円未満切捨）とする。

$\text{調査基準価格} = \text{予定価格} \times (\text{調査基準価格率の基礎数値} + (0.000 \sim 0.009 \text{ の数値}))$

イ 低入札価格調査における失格基準価格の設定

失格基準価格は、入札額（消費税及び地方消費税込み。以下同じ。）の低い順に5者（入札参加者が5者に満たない場合は全ての参加者。ただし、入札無効となることが判明した者、入札書又は価格内訳書の不備により入札無効となる者及び入札額が予定価格を超過した者を除く。）の入札額の平均値に0.9を乗じて得た額（千円未満切捨）とする。ただし、失格基準価格が調査基準価格以上の場合は、調査基準価格を失格基準価格とし、失格基準価格が予定価格に調査基準価格率から0.05を減じて得た数値を乗じた額（千円未満切捨）以下の場合は、この額を失格基準価格とする。

失格基準価格＝入札額の低い順に 5 者の平均額（税込）× 0.9

ただし、予定価格×（調査基準価格率－0.05）≦失格基準価格≦調査基準価格の範囲内

2 入札参加資格に関する事項

(1) 入札参加者の構成等

ア 入札参加者の構成は、単独企業又は管内業者を含む複数の企業により構成されるグループ（以下「グループ」という。）とする。

イ グループを構成する企業（以下「構成企業」という。）の数の上限は任意とするが、本事業の実施に関して各々の構成企業が適切な役割を担う必要がある。グループは、構成企業を代表する企業 1 社（以下「代表企業」という。）を定め、代表企業が応募の申請、提案書類提出手続き等を行う。

ウ グループは、本件施設の設計を行う企業（以下「設計企業」という。）、本件施設の建設を行う企業（以下「建設企業」という。）、運営事業者から直接、運転管理業務の委託を受けることを予定する企業（以下「運転管理企業」という。）により構成されることを基本とする。

エ 落札者は、本事業に係る基本協定締結後の仮契約締結までに、本件施設の運転管理業務の遂行を事業目的とする S P C を設立する。

オ 全ての構成企業は、S P C に出資を予定する「S P C 出資会社」となる必要がある。なお、設計・建設業務又は運転管理業務のうち一部を請負又は受託することを予定している者で、S P C への出資を行わない者は、構成企業として認めないものとする。

カ グループは、参加表明書及び参加資格審査申請書類の提出時に、代表企業その他の構成企業の企業名及び S P C 出資会社各々が携わる業務を明らかにするとともに、設計業務及び建設業務について代表企業と各構成企業との間で業務等の分担に関する協定を締結していること。なお、当該設計業務及び建設業務の分担に関する協定では、管内業者が分担する業務等が、建設工事請負代金の 100 分の 20 以上相当になるように努めなければならない。

キ 入札参加者の構成企業のいずれかと、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和 38 年大蔵省令第 59 号）第 8 条第 3 項に規定する親会社及び子会社並びに同規則第 8 条第 5 項に規定する関連会社に該当する各法人は、他の入札参加者の構成企業になることはできない。

ク 入札参加者の構成企業は、他の入札参加者の構成企業となることは認めない。また、参加表明書提出以降、本組合がやむを得ない事情と認めた場合、入札参加資格を失った場合等により入札参加者から脱退した構成企業も、他の入札参加者の構成企業となることは認めない。

ケ 参加表明書提出以降、入札参加者の代表企業及び構成企業の変更は原則として認めない。ただし、特段の事情があると本組合が認めた場合は、この限りではない。

(2) 構成企業の制限（共通事項）

入札参加者の構成企業の全てが、以下に示す要件を全て満たす者であること。

ア 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

イ 本組合の入札参加停止の措置を受けていない者であること。

ウ 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立て又は同法附則第3条の規定により、なお従前の例によることとされる破産事件に係る同法施行による廃止前の破産法（大正11年法律第71号）に基づく破産申立てがなされている者でないこと。また、破産者で復権を得ない者でないこと。

エ 会社更生法（平成14年法律第154号）又は旧会社更生法（昭和27年法律第172号）に基づく更生手続きの開始がされている者でないこと。

オ 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

カ 会社法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（平成17年法律第87号）第64条による改正前の商法（明治32年法律第48号）第381条の規定に基づく整理開始の申立て若しくは通告を受けた者でないこと。

キ 手形交換所において取引停止処分、主要取引先からの取引停止などの事実があり、経営状況が著しく不健全であると認められる者でないこと。

ク 納期限の到来した法人税、消費税及び地方消費税を滞納している者でないこと。

ケ 構成市町村に対する税の未納がないこと。

コ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第5項第4号に該当しない者であること。

サ 次に示す者と資本面及び人事面において関連がある者でないこと。

（ア） 会津若松地方広域市町村圏整備組合有機性廃棄物リサイクル推進施設（し尿処理施設）整備・運営事業に係る事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）の委員、委員が属する企業

（イ） 本事業に係るアドバイザー業務受注者
・株式会社エイト日本技術開発

なお、本入札公告において、「資本面において関連のある者」とは、総株主の議決権の50%を超える議決権を有し、又はその出資の総額の50%を超える出資を行っている者をいい、「人事面において関連のある者」とは、当該企業の代表権を有している役員を兼ねている者をいう。

シ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第3条又は第4条の規定に基づき都道府県公安委員会が指定した暴力団等の構成員を役員、代理人、支配人その他の使用人又は代理人として使用していないこと。

ス 個人にあっては、暴力団等の構成員でないこと。法人にあっては、暴力団等の経営支配法人でないこと。

（その他本組合が必要と認める構成企業の制限については、別に公表する入札説明書において明記する。）

(3) 各業務における入札参加資格要件

入札参加者は、本件施設の設計・建設及び運転管理の各業務を行うものとして、以下の各項の要件を全て満たすこと。なお、複数の項の要件を満たす者は、当該複数の項の業務にあ

たる者を兼ねることができる。

また、提案している技術に対し、本件施設の設計・建設を適切に行う基本的な技術力を有していること。(汚泥再生処理センター性能指針に規定する「第4の1の(2)性能に関する事項の確認方法」及び「第4の2の(2)性能に関する事項の確認方法」に示される事項について証明できること。)

ア 設計に関する要件

設計企業は、単独企業の場合は次の各要件を全て満たすこと。また、複数企業の場合は当該企業全体でその要件を満たすこと。

- (ア) 建築士法(昭和25年法律第202号)第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。
- (イ) 会津若松地方広域市町村圏整備組合入札参加資格者名簿に登録されていること。
- (ウ) 過去に地方公共団体の汚泥再生処理センター(循環型社会形成推進交付金事業又は廃棄物処理施設整備費国庫補助金事業により整備された施設で、処理能力は100kL/日以上であり、処理水放流先は河川、湖沼、海域等の公共用水域であり、及び処理方式は汚泥再生処理センター性能指針に規定する「第3の9 膜分離高負荷脱窒素処理方式」又は「第3の10 浄化槽汚泥の混入比率の高い脱窒素処理方式」であること。)の新設又は更新工事の設計の竣工実績を元請として有すること。

イ 建設に関する要件

建設企業は、単独企業の場合は次の各要件を全て満たすこと。また、複数企業の場合は当該企業全体でその要件を満たすこと。

- (ア) 建設業法(昭和24年法律第100号)第3条第1項の規定による清掃施設工事業の特定建設業の許可を受けていること。
- (イ) 会津若松地方広域市町村圏整備組合入札参加資格者名簿に登録されていること。
- (ウ) 過去に地方公共団体の汚泥再生処理センター(循環型社会形成推進交付金事業又は廃棄物処理施設整備費国庫補助金事業により整備された施設で、処理能力は100kL/日以上であり、処理水放流先は河川、湖沼、海域等の公共用水域であり、及び処理方式は汚泥再生処理センター性能指針に規定する「第3の9 膜分離高負荷脱窒素処理方式」又は「第3の10 浄化槽汚泥の混入比率の高い脱窒素処理方式」であること。)の新設又は更新工事の建設の竣工実績を元請として有すること。
- (エ) 建設業法における清掃施設工事業に係る監理技術者資格証の交付を受け、かつ、し尿処理施設又は汚泥再生処理センター建設工事の経験(新設・更新に限る。)がある技術者を、建設工事に専任で配置できること。
- (オ) 建設業法第3条第1項の規定により、建築一式工事、電気工事及び管工事につき各々の担当する工事の特定建設業の許可を受けていること。
- (カ) 参加表明書の提出期限日において、建設業法に規定する清掃施設工事に係る経営事項審査総合評定値通知書(経営事項審査結果通知書で最新のもの)の総合評定値が1,000点以上であること。
- (キ) 参加表明書の提出期限日において、建設業法に規定する総合評定値通知書(経営事項審査結果通知書で最新のもの)の総合評定値(P点)が、建築一式工事については

管内業者及び準管内業者の場合 780 点以上、管外業者の場合 1,500 点以上であり、電気工事については管内業者及び準管内業者の場合 710 点以上、管外業者の場合 1,200 点以上であり、及び管工事については管内業者及び準管内業者の場合 710 点以上、管外業者の場合 1,200 点以上であること。また、同一の業務を複数で行う場合は、少なくとも 1 社がその要件を満たすこと。

ウ 本件施設の運転管理を行う企業の要件

運転管理企業は、単独企業の場合は次の各要件を全て満たすこと。また、複数企業の場合は当該企業全体でその要件を満たすこと。

(ア) 地方公共団体のし尿処理施設又は汚泥再生処理センターの運転管理実績を元請として有すること。

(イ) 廃棄物処理施設技術管理者（し尿処理施設）の資格を有し、し尿処理施設又は汚泥再生処理センターの運転管理の経験を有する技術者を本事業の現場総括責任者として運転管理開始後 3 年間以上専任で配置できること。

(ウ) 会津若松地方広域市町村圏整備組合入札参加資格者名簿に登録されていること。

(エ) 本件施設の運転管理に当たり、事業者の責務を達成するために必要な資格者を配置できること。

なお、関係法令、所轄官庁の指導等を遵守する範囲内において、有資格者の兼任は可能とする。

(オ) 前記(イ)及び(エ)に掲げる要件を満たす者を専任配置でき、かつ本件施設の運転管理開始前の準備期間から運転習熟訓練に参加させ、平成 33 年 4 月から専任配置できる者であること。

(その他本組合が必要と認める資格者については、別に公表する入札説明書において明記する。)

3 入札参加資格の確認

入札に参加しようとする者は、資格審査を受けるものとし、入札説明書に定める参加表明書及び参加資格審査申請書類を提出すること。

組合は、資格審査の結果について、入札参加希望者の代表企業に対し通知する。

なお、詳細については、別に公表する入札説明書に定める。

(1) 提出部数 1 部

(2) 提出方法 持参によるものとし、郵送等は認めない。

(3) 提出場所 〒965-0858 福島県会津若松市神指町大字南四合字深川西 292 番地 2
会津若松地方広域市町村圏整備組合 環境センター

(4) 受付期間 平成 29 年 9 月 27 日（水）午後 5 時までとする。

4 総合評価に関する事項

(1) 入札提案書類の作成

入札提案書類の作成は、別に公表する入札説明書に基づき作成するものとする。

(2) 総合評価の方法

入札参加資格を有し、かつ、入札価格が入札書比較価格の制限の範囲内であるものについて、技術提案書と入札価格の2つの面から評価を行う。

ア 総合評価の定量化審査の配点

技術提案書の配点を70点満点、入札価格の配点を30点満点の合計100点満点で評価する。

イ 技術提案書の定量化審査

技術提案書を別に公表する落札者選定基準に示す審査項目及び配点に基づき得点化する。

なお、得点化の際には、小数点第3位を四捨五入した値とする。

ウ 入札価格の定量化審査

最低入札価格（失格基準価格を下回り失格となった入札価格を除く。）を最高点の30点とし、それ以外の価格については、次の式に従って得点化する。

なお、得点化の際には、小数点第3位を四捨五入した値とする。

当該入札参加者の入札価格の定量化審査の得点 $= 30 \times (\text{最低入札価格} / \text{当該入札参加者の入札価格})$

エ 技術提案書に関するヒアリング

選定委員会は、技術提案書の定量化を行うに当たり入札参加者に対し、ヒアリングを行う。

ヒアリングの開催要領の詳細は、別に公表する入札説明書に定める。

5 入札説明書等の公表

本事業に係る入札説明書、要求水準書、落札者選定基準、様式集、基本協定書（案）、基本契約書（案）、建設工事請負契約書（案）、運転管理業務委託契約書（案）その他これらに付属又は関連する書類を総称して又は個別にいうもの（以下「入札説明書等」という。）を次のとおり公表する。

(1) 公表日 入札公告の日

(2) 公表場所 本組合のホームページ（ダウンロードして入手すること。）

6 現地見学会

別に公表する入札説明書のとおり

7 入札説明書等に関する質問

様式、質問書提出方法、受付期間及び組合の回答方法については、別に公表する入札説明書のとおり

8 入札の手続

(1) 入札提案書類の提出

参加資格を有する旨の通知を受けた入札参加者は、別に公表する入札説明書に示す入札提案書類を次のとおり提出すること。

なお、提出は代表企業が行うこと。

ア 提出期限 平成29年12月14日（木）午後5時までとする。

イ 提出方法 持参によるものとし、郵送等は認めない。

ウ 提出場所 〒965-0858 福島県会津若松市神指町大字南四合字深川西 292 番地 2
会津若松地方広域市町村圏整備組合 環境センター

(2) 開札

入札書の開札は、入札参加者又はその代理人の立会いのうえ行う。

なお、日時や場所の詳細が決定し次第、各入札参加者の代表企業に本組合から通知する。

ア 開札時期 平成30年2月下旬

イ 開札場所 未定

9 入札保証金

免除する。

10 入札の無効

次に掲げる事項のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(1) 入札参加資格のない者の入札

(2) 委任状を持参しない代理人の入札

(3) 入札書に記名及び押印のない入札

(4) 金額を訂正した入札

(5) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札

(6) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する不正の行為による入札

(7) 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入札

(8) (1)から(7)に掲げるもののほか、条件に違反した入札

11 最優秀提案者の選定

選定委員会が算定した、技術提案書及び入札価格の定量化審査における得点の合計による総合評価値が最も高い提案を行った入札参加者を最優秀提案者として選定する。

なお、総合評価点が最も高い入札参加者が2者以上あるときは、該当者にくじを引かせて最優秀提案者を選定する。

12 落札者の決定

本組合は、選定委員会の審査結果を踏まえ、落札者を決定する。

13 契約に関する事項

会津若松地方広域市町村圏整備組合財務規則及び入札説明書等の規定に基づき契約締結する。

(1) 基本協定の締結

落札者と本組合は、契約の締結に関して、速やかに基本協定書（案）について合意し基本協定を締結するとともに、基本契約書（案）、建設工事請負契約書（案）及び運転管理業務委託契約書（案）に基づき契約手続きを行う。

(2) 運営事業者の設立

落札者は、運転管理業務委託契約の仮契約締結までに、別に公表する入札説明書に規定する運営事業者を設立すること。

(3) 契約の締結

本組合は、落札者及び運営事業者と基本契約、建設工事請負事業者と建設工事請負契約、運営事業者と運転管理業務委託契約についての各々の仮契約を締結する。

本案件の契約が議会の議決を要するものであるため、各々の仮契約は本組合議会の議決を得たときに契約が成立し、本契約となる。

14 契約保証金

本事業の契約に係る保証金については次のとおりとする。ただし、会津若松地方広域市町村圏整備組合財務規則第102条に該当する場合は、契約保証金の全額又は一部の納付を免除することができる。

(1) 設計・建設期間における保証

建設工事請負事業者は、建設工事請負契約に定める契約金額の100分の10以上の額を契約締結と同時に納付するものとする。

(2) 運転管理期間における保証

運営事業者は、運転管理業務委託契約に定める契約金額の総額を15で除した額の100分の10以上の額を運営期間の各事業年度に関し、当該事業年度の開始日までに契約保証金として納付するものとする。

15 違約金特約条項

落札者と本組合は、違約金に関する特約条項を締結するものとする。

16 その他

(1) 入札の延期等

本組合は、競争性を確保し得ないと認めたときは、入札の執行を延期し、中止し、又は取り消すことがある。

(2) 入札結果の通知及び公表

入札結果は、落札者決定後、速やかに入札参加者に対して通知するとともに、本組合のホームページにおいて公表する。

(3) 建設工事請負契約を締結した者は、その請負代金額が500万円以上となる場合は、C O R I N S（（一財）日本建設情報総合センターが運営する工事实績情報システム）に登録すること。

(4) 詳細については、別に公表する「入札説明書等」を参照のこと。

【事務局】

会津若松地方広域市町村圏整備組合 環境センター

〒965-0858 会津若松市神指町大字南四合字深川西 292 番地 2

TEL : 0242-27-9004 FAX : 0242-27-9005

E-mail : kankyo@aizu-kouiki.jp Web サイト : <http://www.aizu-kouiki.jp/>